

施策評価シート

1. 基本情報		対象年度 (28 年度)				
施策コード	411	施策名	適切な土地利用の推進と住環境の整備			
将来像	4	豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち(「基盤づくり」の分野)				
まちづくりの基本目標	41	快適で住みやすいまち				
主担当部	都市整備部	主担当課	まちづくり課	係	まちづくり係	
担当者	佐々木 秀貴	役職	都市整備部長	内線	360	
関係課	水と緑の環境課	道路交通課				

2. 施策の方向	
10年後の姿	豊かな自然環境に配慮した快適なまちづくりが進められ、地域の特性を活かした調和のとれたまちなみが広がっています。
施策の方向性	1 住みやすく快適なまちをつくれます
	2 清瀬らしさを実感できる景観の保全・空間の整備を進めていきます

3. 構成事業の状況		(単位:千円)					
No.	事務事業名	実行計画	施策の方向性	担当課	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算
0108030102	都市計画審議会等活動事業		すべて	まちづくり課	72	242	350
0108030105	都市計画推進事業	対象	すべて	まちづくり課	1,397	2,309	6,555
0108030106	土地取引届出事務事業		1	まちづくり課	86	52	56
0108040102	市営住宅管理事業		すべて	まちづくり課	5,353	8,380	4,712
0108030505	花のあるまちづくり事業		2	水と緑の環境課	7,189	7,315	6,314
0108030506	椅子のあるまちづくり事業		2	水と緑の環境課	97	149	150
0108030515	街路樹景観整備事業	対象	すべて	水と緑の環境課	7,167	14,938	18,000
0108010106	屋外広告物事業		2	道路交通課	902	905	907
総事業費(施策の合計)					22,263	34,290	37,044

4. まちづくり指標									
指標情報				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成31年度	平成37年度	
①	名称	地区計画の策定数		目標値	—	3	3	6	7
	説明	単位	件	実績値	3	3			
	抽出方法	要検討		達成率	—	100.0%			
②	名称	生活環境に対する満足度		目標値	—	52.2	別指標に変更		
	説明	単位	%	実績値	52.2	52.2			
	抽出方法	世論調査		達成率	—	100.0%			

5. 評価(平成28年度実績に対する)		
評価基準	評価※	評価理由
投入財源・成果(「3. 構成事業の状況」「4. まちづくり指標」)に対する評価	B	10年後の姿である豊かな自然環境に配慮した快適なまちづくりや地域の特性を生かしたまちなみが広がっている姿を達成していくための構成事業については、全てが継続事業であるが、概ね予定通り進んでいる。しかし、今、緑の一つである農地が、相続により、毎年3ha程度減少し宅地化されている。これは、農業従事者の後継者不足や相続税の問題など、市単独では解決できないこともあるが、農のある風景を守るため、早期の対策が必要である。

※A 「10年後の姿」を達成するために、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の達成が十分
 B 「10年後の姿」を達成するために、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」に一部課題がある
 C 「10年後の姿」を達成するために、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の達成が不十分

施策評価シート

6. 施策を取り巻く環境

外部要因	状況	外部要因に対する評価	評価理由
市民ニーズの状況	高木化した街路樹の対応や雑木林の樹木の適正な管理が求められている。	1. 施策遂行に役立つ・有利	けやき通りのケヤキを将来にわたって残していくため、316本のうち178本を、樹形を考えた上での剪定を実施した。残りのケヤキについても引き続き実施していく。また、この他の街路樹についても、望ましい樹形を検討していく必要がある。
将来人口の推移	少子高齢化の進展による人口減少。	2. 施策遂行に不利	宅地開発が減少することで住宅街としての発展が滞ってしまうこと、また、既存の住宅が空き家となってしまうことなどの懸念がある。
法・制度改正の動向	東京都と28市町で連携・協働し、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を策定した(平成28年3月公表)。	1. 施策遂行に役立つ・有利	東村山3・4・15の2号線が東京都施行優先整備路線(今後10年間で優先的に整備すべき路線)として挙げられており、地区計画の策定等の必要性を高める。

7. 今後の施策課題

No.	今後の施策課題(平成30年度に向けて)	左記課題に関する現在の取組状況
①	都市計画マスタープラン(平成13年度～平成32年度)の早期見直し作業が必要となっている。	平成29年度より実施していくことを予定している。
②	東村山3・4・15の2号線の沿道地区計画の早期策定。	整備がある程度進むと建築確認が可能となるため、平成30年度策定に向けて、今年度は現況調査、上位関連計画の整理、市民アンケートを実施する。
③	相続等に伴う宅地開発が必ずしも良好な住環境を形成しているとは限らない。将来的に清瀬らしい景観が損なわれる可能性もあるため、条例の見直しなど、予防策が必要とされている。	現在、開発行為については、条例により事前に十分な相談、指導を行っているが、策定後、10年が経過している条例の社会情勢にあった見直しの必要性も意見として出てきている。